1　学会創設にいたる日本経済・貿易変動の歩み
― 学会創設の背景と今後の課題を探る ―

森　岡　正　憲

1．日本経済の戦後発展に占める学会創設時点の位置付け

（1）学会は、1961（昭和36）年9月開催の日本大学における設立総会において、「貿易およびこれに関連する事項の研究およびその知識の普及を目的」[1] として設立され、学会活動を開始した。

（2）学会は、日本経済が戦後の民間貿易再開から貿易自立体制確立を目指す困難な歩みのなかで貿易正常化のめどをたて「戦後復興期」（1945～54年）を終了、「高度成長期」（1955～70年）へ突入したあとの4合目から5合目に差しかかった時点で、いよいよ新しい時代の到来を告げる日本経済の国際化への本格的着手と開放体制への移行を加速化するという歴史的な動きを背景として設立された。

2．終戦から学会創設期・組織改革期にわたる日本経済社会変貌のあらまし

（1）終戦から「学会創設期」（1961～69年）を経て「組織改革期」（1970～79年）にわたる日本の経済社会は、大きな変貌を遂げた。

（2）すなわち、終戦直後の1946（昭和21）年には4700億円にすぎなかった「名目GDP」は、学会が創設された61年には19兆3000億円に達し、さらに学会が「組織改革期」を終えた79年には221兆5000億円へと46年比で470倍へ拡大した。また、46年には4,800円であった「一人当たり国民所得」は、61年には16万6000円に達し、79年には156万円へと46年比で325倍へ増加した。

1946年の日本の「通関輸出額」はわずか22億6000万円、「通関輸入額」は40億7000万円にすぎなかったが、61年には「輸出額」は1兆5000億円、「輸入額」は2兆1000億円へ増加し、さらに79年には、「輸出額」22兆5000億円、「輸入額」は24兆2000億円へと、46年比で「輸出額」は9,970倍、「輸入額」は5,960倍へと順調に拡大した。日本の「輸出依存度（名目GDPに対する財貨・サービス輸出の比率）」は46年には1.0％にすぎなかったが、61年には9.3パーセントへ、79年には11.6パーセントへと着実に上昇した。

この間の日本の「輸出構造」は急速に機械機器主導型の輸出構造へ変動した。特に自動車・電気機械・一般産業機械・精密機械の分野における生産性の向上が著しく、機械機器類が強い国際競争力をもつようになり、輸出中核商品としての地位を構築するにいたった。このため、「日本の輸出総額に占める機械機器類の輸出額構成比」は、1946年には8パーセントにすぎなかったが、61年には26パーセントへ上昇し、さらに79年には54パーセントとなり、日本の輸出総額の半分以上を機械機器類が占有するようになった。輸入においては製品輸入の増大を反映して、46年には9.7パーセントに止まっていた「製品輸入比率」は、79年には24.4パーセントへ上昇した。

産業構造の変動を比較的適確にあらわす「総就業人口の産業別構成比」を見ると、高度成長がスタートした1955年には、いまだ第一次産業の就業人口構成比が37.6パーセントという高い比率を占め、第二次産業の24.4パーセントを上回っていたのであり、第三次産業の38.1パーセントにほぼ匹敵する比率であったが、79年には第一次産業の就業人口構成比は11.2パーセントへ大きく低下したのに対して、第二次産業は34.3パーセントへ上昇し、さらに第三次産業は54.3パーセントへ著しく上昇した。

3.「戦後復興期」(終戦～1954年)における日本の経済・貿易変動の歩み

学会創設を控えた「戦後復興期」は、多くの国がかつて経験したことがないダイナミックな展開であった。それは、戦後の「高度成長期」がスタートするまでの成長準備期間であった。その一端を概観する。

(1) 終戦直後の対日占領政策の狙い

1945年9月、GHQは輸出入活動の原則的禁止を日本政府に指示し、日本国民の最低生活維持に必要な物資に限定して、最低限の輸入を許可するという厳しい対日方針をとった。同年11月、日本政府はGHQの財閥解体方針に基づき、三井・三菱・住友・安田の四大財閥解体計画をGHQに提出した。12月には、GHQは、日本政府に対し農地改革断行を指示し、大地主より農地の提供を受けてこれを小作農に配分し、一挙に自作農家を育成することとした。さらに同月、労働組合法が公布され、労働組合に争議権を認めるなど労働者の権利が手厚く保護されることになった。46年3月、GHQは、早くも輸出入活動の原則的禁止方針を撤回し貿易をGHQの管理下で再開することとし、4月には、日本政府に対して、唯一の「政府貿易機関」として貿易庁を指定してきた。11月には、財産税法が施行され富裕層を一掃するための財産税の徴収が始まった。47年4月には教育基本法・学校教育法が施行され6・3・3制教育がスタートした。この教育改革についてはGHQが全力を挙げて取り組んだのであり、「言論の自由」と「個人の権利の主張」を2本柱とする「個人主義」思想を次世代に徹底することが図られた。同年7月、GHQは三井物産、三菱商事の即時解散を命じ、11月、両社は解散した。

以上の流れから、終戦直後のGHQの対日占領政策は、厳格な輸出入管理による貿易制限・財閥解体・農地改革・労働改革・財産税徴収・教育改革など、6本の柱によって構成されていたことがわかる。特に財閥解体・農地改革・労働改革・教育改革の徹底は、日本に将来にわたって二度と「軍国主義」の復活を認めないという、GHQの断固とした姿勢を示す「民主主義革命」であったといえる。

だが、このような占領政策も、1946年3月、イギリスのチャーチル首相が共産主義国家と自由世界の間には「鉄のカーテンが存在する」とアメリカで演説したのが切っ掛けとなり、「冷戦の幕開け」となったあと、48年1月、アメリカのロイヤル陸軍長官が「日本を共産主義に対する防壁とする」と演説し、アメリカの対日占領政策の転換と財閥解体を軸とする過度経済力集中排除政策緩和の方向性が明らかとなり、日本の貿易政策についても大きく見直しが行われることになった。48年9月の朝鮮民主主義人民共和国の成立と、49年10月の中華人民共和国の成立という、極

東における新しい共産主義国家の発足などの国際情勢の変化がこれに拍車をかけた。

（2）インフレの収束策をめぐる対立

戦後の激しいインフレは、一方において、戦争による生産設備の壊滅的打撃があり、他方において、戦争で長期にわたり抑圧されてきた需要が終戦を契機として噴出したため、商品需給の極端な不均衡が一挙に広がったことによって発生した。日本政府は、このインフレを収束するため、1946年２月、「金融緊急措置令」を公布して、「預金を一挙に封鎖する」という革命的・強制的通貨措置を断行し、新円と旧円の切り換えを行うとともに、同年３月には旧円の流通を禁止し、新円だけによる生活が始まった。預金からの新円引き出しは厳重に制限されたので、家計のやりくりは極端に逼迫した。その後、日本政府は、47年１月には「復興金融金庫」を発足させ、石炭業と鉄鋼業に資金を重点的に配分する「傾斜生産方式」を推し進めたが，その原資を「復興金融金庫債」の日銀引き受けに依存したのでインフレは収束しなかった。

1947年後半から48年にかけて、インフレ収束策をめぐり、国民の間で生産力拡充を優先するよう主張する、いわゆる「中間安定論」と、インフレの抑制を優先するよう主張する、いわゆる「一挙安定論」とが、激しく対立して国論を二分し、容易に収斂しなかった。「中間安定論」は、「日本の生産水準が戦前の３分の１以下にすぎない現状でインフレ収束を急げば、日本経済は遅かれ早かれ恐慌に陥るので、まず生産水準をせめて戦前の３分の２程度までとにかく回復させたあと、インフレ収束策を導入すべきだ」と主張した。これに対して「一挙安定論」は、「目の前で進行するインフレをまず、抑え込むことが先決である。そのあとで生産力の回復を図ればよい」と主張した。GHQはこのような激しい対立を静観していたが、この間にもインフレ鎮静化の兆候は全く見られなかったので、ついに「一挙安定論」に軍配を挙げ、厳しい「緊急経済緊縮政策」（経済安定九原則）の実施を日本政府に指示し、49年３月にはジョセフ・ドッジ公使が来日し、「経済安定九原則」に沿った「経済安定化政策」の実行を具体的に日本側に指導するにいたった。

このときの「緊急経済緊縮政策」は、一般に「ドッジ・ライン」と呼称されたが、その骨子として注目すべき点は３点であった。第１点は、インフレ収束のめどがたつまで緊縮予算を編成し収入が支出を上回る「超均衡黒字予算」とすること、第２点は、「復興金融金庫債」の発行を緊急に停止し「復金貸し出し」を停止すること[2]、第３点は、1949年４月25日をもって、１ドル＝360円の「単一為替レート」へ移行すること、以上であった。「単一為替レート」を導入するまで、日本の輸出入は品目により異なる「複数為替レート」を採算ベースとしていたので、「単一為替レート」の設定によって日本の大部分の輸出品は大幅な円切り上げとなり、多くの輸入品は大幅な円切り下げとなったので、日本の輸出産業は、「原料高の製品安」に苦しむこととなり、大きな試練を受けることになった。幸いにして、「ドッジ・ライン」の受け容れによってさしものインフレも急速に収束へ向かって動き出した。「消費者物価上昇率」は、47年には前年比116パーセント、48年73パーセントに達していたが、49年には25パーセントへ減速し、さらに50年にはマイナス７パーセント

に転じて、インフレ収束のめどがたった。ただし、副作用も激しく、「中間安定論」が懸念していたように、インフレ収束の過程で失業と企業倒産が激増し、日本経済は安定恐慌の様相を強め、不況が深刻化した。だがインフレ収束以外のプラス効果も少なくなかった。輸出産業は、「ドッジ・ライン」によってもたらされた安定恐慌に触発されて、企業倒産のリスクを常に警戒しながら自己責任原則のもとで行動する自覚を強く持つようになった。それは結果的には、戦後の早い時期に、輸出企業間での優勝劣敗の競争環境の急速な整備につながったのであり、「単一為替レート」の設定とあいまって来たるべき高度成長へ向けての輸出産業の競争基盤強化が促進されるという効果を生じた。

（3）貿易正常化へ向けての準備―戦後民間貿易体制のスタート―

1ドル＝360円の「単一為替レート」設定を切っ掛けに、日本は官民が一致協力してピンチをチャンスに切り換えることを目指して、貿易正常化へ向けての準備に本格的に着手した。以下、終戦直後から貿易正常化へ向けての準備にいたる間の日本貿易の流れを貿易の担い手である商社の活動を中心に追ってみよう。

1945年12月、日本の商工省の外局として「貿易庁」が設置され、46年3月、GHQは貿易をGHQの管理下で再開することとし、同年4月には、すでに述べた通り、日本政府に対して「貿易庁」を唯一の国家貿易機関として指定してきた。これによって、占領下の日本の貿易は、「貿易庁」→「貿易実務代行機関」→「貿易業者」という国家貿易の流れによって一元的に管理されることになった。このあと「貿易庁」の実務を代行する「輸出入取扱機関」として、輸出では、日本生糸輸出組合・日本綿糸布輸出組合・日本毛麻糸布輸出組合・日本絹人絹糸布輸出組合・日本雑貨輸出株式会社・日本輸出繊維製品協会・日本水産物輸出組合を含む35機関、輸入では、日本綿花輸入協会・日本羊毛輸入組合・石油輸入協会・石炭輸入協会・日本化学品輸入協会・小麦輸入協会・砂糖輸入協会・日本飼料輸入協会・機械輸入協会を含む45機関が指定された。貿易業者はこれらの機関に加入して、「貿易庁」の貿易実務を代行するか、下請けするかして、取扱口銭を取得しながら、貿易正常化に備えて戦後の新しい貿易実務のノウハウを蓄積していった。

その後、この国家貿易を「貿易実務代行機関」である「輸出入取扱機関」に一元的に委託することは、GHQの反独占政策に抵触するとして見直しが行われた結果、1947年4月、貿易公団法が公布され、「鉱工品貿易公団」、「繊維貿易公団」、「食糧貿易公団」、「原材料貿易公団」の4公団が新設された。これまでの「輸出入取扱機関」は、組合や協会という任意団体であったり株式会社であったりして性格が不明確であったが、国家貿易という公務を法的に裏付けされた「貿易公団」によって貿易実務を代行することになれば、国家貿易の姿がすっきりとしたものになったといえる。このようにして、「貿易庁」→「貿易公団」→「貿易業者」という新しい国家貿易の流れが確立した。「貿易公団」は政府全額出資によるものであり、主務大臣の監督のもとで輸出入の実務を代行したが、実際には商社からの出向者が実務を担当したほか、現実の取り引きには商社が指名入札で実務代行者となったので、いずれにしても商社は戦後の民間貿易再開を控えて貿易実務のノウハウをさらに蓄積

することができた。

このように、戦後の貿易は占領軍の管理下にありながら、着実に民間貿易再開へむけて動いたのであり、現に「貿易公団」が設けられた直後の1947年６月、GHQは早くも「同年８月15日をもって民間貿易を制限付きで再開する」と発表した。これによって民間輸出が許可され、商社が外国企業と直接に接触できるようになった。さらに48年８月になると、GHQは貿易手続きの簡素化を日本政府に指示し、一段と商社の自由な輸出活動が認められるようになった。商社はこれを契機として戦前に取り引きがあった外国企業と連絡し、各個に代理店契約を締結するようになった。輸入についても同時期、商社は、日本政府の輸入代理人として直接に外国政府や外国企業と接触し食糧・肥料・機械・ゴム・鉄鉱石・石炭などの重要物資の大口輸入の引き合いを行った。

1948年12月、GHQは占領政策を大きく転換し、日本経済の自立体制の早期確立を目指すことになった。これによって戦後日本の貿易正常化へむけての動きが大きく前進することになった。これを受けて49年に発行された戦後初の『通商白書』は、いち早く「貿易立国」を新しい日本の国是として宣言し、「日本は貿易振興のために必要なあらゆる施策を集中しなければならない」とアピールした。同年５月、各省庁にまたがる通商産業関連部局（商工省・貿易庁・石炭庁など）を統合して新機構としての「通商産業省」が設置され、貿易振興政策の所管官庁となり、民間貿易への移行を積極的に推し進めることになった。

1949年10月29日、西独合同輸出入機関理事長ウイリアム・ローガンが来日し、ドル不足という当時の国際経済情勢のもとで「統制を撤廃し、自由貿易を推し進め、とくに輸入貿易の民間移管により輸出貿易を伸ばす」という、いわゆる「ローガン構想」を発表した。GHQはかねてより「ローガン構想」に関心を持っていたのであり、ローガン来日の前日（10月28日）には、日本政府に対して民間貿易への移行を指示し、輸出は同年12月１日を期して、輸入は翌50年１月１日を期して、民間へ移管されることになった。

日本政府は、このGHQの政策転換を受けて1949年12月１日には「外国為替及び外国貿易管理法」・「外国為替特別会計法」・「外国為替管理委員会設置法」を公布した。さらに、GHQは、50年１月１日を期して、輸入貿易に必要な外貨資金（6700万ドル相当のポンド貨およびドル貨資金、日本円で１ドル＝360円に換算して241億2000万円相当）の管理権を日本政府へ移管[3]することとしたので、貿易正常化へ向けての準備は、法制面と資金面を通じてほぼ整った。これによって、輸出は原則自由となり、輸入は輸入承認を取得すれば自由に推し進めることができるようになり、民間貿易再開の体制がスタートした。伊藤忠商事と丸紅は、これを機に49年12月１日を期して、戦後の新発足を行った。日銀は、50年１月には輸入手形優遇措置を実施し、さらに日本政府は、同年８月、輸入貿易管理令の改正を行い、戦後初めて輸入自動承認制度を実施した。同時にGHQは商社の海外支店設置を認めたので、商社は海外各地へ出張員を派遣し、海外活動の拠点整備を推し進めた。この結果、商社の貿易活動は徐々に軌道に乗り始め、特に「関西５綿」（関西の５大繊維商社）

といわれた伊藤忠商事・丸紅・トーメン・ニチメン・江商は、戦後の管理貿易下での経験を生かしながら、貿易取扱高を急速に伸ばし、取扱商品の非繊維分野への多角化によって商社としての力を蓄えていった。

（4）「ドッジ・ライン」と「朝鮮戦争特需」が日本経済の危機を救った

「ドッジ・ライン」によって恐慌状態へ追いつめられた日本経済を救ったのは、1950年6月に勃発した朝鮮戦争であった。当時の日本経済は、朝鮮特需[4]と世界的軍拡に伴う輸出の伸びによって、一時的にせよ、大いに潤った。今にして想起すれば、もし当時、朝鮮戦争なかりせば、日本経済は確実に恐慌に陥っていたであろうし、またもし、「ドッジ・ライン」によってインフレの収束が図られていなければ、朝鮮戦争勃発を切っ掛けにしてインフレが加速化し狂乱的物価上昇が一挙に広がり、日本経済は大混乱に陥っていたであろうことも間違いない。まさに「ドッジ・ライン」によるインフレ収束と、朝鮮特需の発生は、当時の日本経済の起死回生の2つの妙薬であった。

朝鮮特需ブームのなかで、商社は油脂・ゴム・皮革のいわゆる新3品の取扱を拡大し、総合商社への端緒をつかんだ。だが、特需ブームは、1951年3月におけるアメリカの戦略物資買い付け停止と同年7月の朝鮮戦争休戦会談開始でピークをすぎ、商社の一部は、繊維および新3品の市況暴落による損失によって大きな経営上の打撃を受けた。この危機は日本銀行の滞貨融資によって回避されたものの、53年から54年にかけての金融引き締め政策によって多数の商社が倒産の危機に瀕したのであり、この朝鮮戦争後の反動不況によって、商社の経営格差が決定的に拡大した。

（5）経済自立体制の構築を急ぐ

（a）経済自立のための政策目標

1951年9月、サンフランシスコ対日講和条約および日米安全保障条約の調印が行われ、日本国と連合国の間の戦争状態に終止符が打たれた[5]。日本は正式に国際社会から独立国としての主権を認められたので、「経済自立体制の構築」を急ぐことになった。自立のための当面の政策目標は、「通商体制の整備」と「産業の近代化・合理化」に置かれた。そのための施策は、4点に絞られた。第1は貿易振興政策への取り組み、第2は諸外国との通商航海条約の締結、第3は国際諸機関への参加、第4は重化学工業化政策の推進、以上であった。

（b）貿易振興政策への取り組み

当時の貿易振興政策への取り組みの重点は、効率性の観点から、貿易の直接的な担い手である商社の育成を推し進めることに置かれた。その柱となったのは、以下の6点に要約できる。

第1に、商社の過当競争防止と貿易業界の秩序維持による、商社の安定した発展を図るため、日本の輸出が相手国産業に脅威を与える恐れがあるとき、あるいは輸出価格の著しい変動によって取引の不安定を招く恐れがあるときなどに、輸出組合の設立を認め、独占禁止法の適用除外とすることにより、輸出取引における価格・数量・品質に関する協定を締結できるとする「輸出取引法」が、1952年8月に公布され、これに基づく輸出業者のカルテルが主要輸出品ごとに組織された。この法律

は、将来、日本がGATT（関税及び貿易に関する一般協定）に加盟したときに予想される対日GATT35条援用の撤回問題に備えるためにも必要であった。53年8月、この法律は「輸出入取引法」と改正され、輸入業者のカルテルの設立も認められるようになった。

第2に、日本政府は同時に租税特別措置法の改正を行い、商社活動の支援を通じて貿易振興を推し進めた。すなわち、「輸出契約取消準備金制度」を創設し、輸出契約の一定額を1953年から5年間だけ免税準備金として積み立てることを認めた。輸出取引におけるキャンセル、またはクレームは、当時すでに頻発していたが、これによって不測の損失が生じた場合、この準備金を取り崩して損失補填に当てることができるようになり、商社の輸出意欲を刺激した。また、「輸出所得控除制度」を創設し、輸出取引高の一定割合の所得控除を認めたので、商社の輸出意欲がさらに高まった。また、「商社海外支店用資産特別償却制度」が新設されたので、商社の海外支店の開設が一段と活発になり、商社のグローバルな活動が強化された。

第3に、「輸出入リンク制度」が一時的に導入された。この制度は、当時まだ外貨割当が残っていた原材料の輸入利益で輸出品の赤字を補填する制度であり、1年程度の時限措置として実施されたが、赤字補填限度は、おおむね輸出契約価格の5パーセント程度にすぎなかった。だが、しばしば外貨割当の削減などで国内原材料価格が急騰したため、リンク分の原材料輸入にプレミアムが発生した。このため輸出品の赤字の実質補填率は赤字補填限度を越え、国際価格より割安の輸出価格でも輸出が可能となった。これが突破口となって「輸出入リンク制度」が廃止された後も、対象となった輸出商品の輸出は高水準を続け、商社の総合商社化が促された。

第4に、貿易振興機関の整備が進んだ。1954年8月、外国為替専門銀行として東京銀行が新発足し、9月には、東京銀行を政府外貨預託銀行に指定した。また、財団法人海外貿易振興会（JETRO）が同年8月に発足し、輸出振興活動を幅広く実施することになった[(6)]。さらに、9月、内閣に輸出会議が設置され、議長に総理が就任した。この会議は、最高輸出会議と通称され、民間の意見を徴しながら日本政府の輸出振興政策の立案と推進を実施するものであっただけに、商社の輸出意欲が改めて刺激された。

第5に、日本政府は、朝鮮戦争後の反動不況で打撃を受けた商社の救済を兼ねて、商社の合併・統合を図り、商社の総合商社化を促した。これを受け、1954年7月に、旧三菱商事系4社が合併し三菱商事として新発足した。55年4月、伊藤忠商事は太洋物産を合併、丸紅も同年9月に高島屋飯田を合併、59年2月には旧三井物産系商社の大合同も実現し、三井物産として新発足した。

第6に、民間貿易が軌道に乗り日本の貿易が着実に拡大してきたので、商社の外貨運転資金の円滑な供給を図るために、1956年1月から「商社外貨保有制度」が実施され、60年4月には、「商社外貨持ち高集中制度」も認められて、外貨の活用についての商社の自由度が高まり、これが商社活動をさらに活発化させた。

(c) 諸外国との通商航海条約の締結

諸外国との通商航海条約の締結といっても、当時としては何よりも「日米友好通

商航海条約」を締結することが喫緊の課題であった。日本は、そのための予備的交渉を、サンフランシスコ対日講和条約調印後ではあったが、いまだ条約が発効していなかった1952年2月頃より開始した。交渉は予想以上に難航したが、日米関係の重要性を十分に認識する日米双方の真摯な努力によって、53年4月に調印にこぎつけ、同年10月に発効させることができた。その基本理念は4点に要約できる。第1に、日米両国は平和と友好の関係を強化する。第2に、両国の国民の間の一層緊密な経済的・文化的関係を推進する。第3に、相互に有利な通商関係を助長し、相互に有益な投資を促進する。第4に、日米双方は無条件に与えあう最恵国待遇および内国民待遇を交流の基礎とする、以上である[7]。それは、日米通商の基本関係を規定するのみならず、日米友好関係の強化および日米文化関係の促進に及ぶ、戦後日本が締結した最初の二国間の友好通商航海条約であったのであり、日本の国際的地位の向上にむけての画期的成果となった。

（d）国際経済諸機関への参加

当時の国際諸機関参加のターゲットは、IMF（国際通貨基金）およびGATTへの加盟を速やかに実現することに置かれた。この方針に基づき、日本は、IMFへの加盟交渉を朝鮮戦争勃発直前の1950年4月ごろから始めていたので、サンフランシスコ対日講和条約調印のめどがたった51年8月、アメリカの支持を受けて正式に加盟申請に踏み切り、52年8月には早くも正式加盟を果たした。

だが、GATT加盟については、アメリカは強く日本の早期加盟を支持していたのであり、日本も戦後の国際社会への復帰を図るには、GATT加盟は必要不可欠であるという強い認識を持っていたので、1952年7月、GATTに対して正式に加盟申請を行ったが、イギリス連邦諸国の強い反対に遭遇し、日本の正式加盟は延期せざるをえなくなり、止むを得ず仮加盟を目指す方針に切り換え、53年10月、ようやくその仮加盟が承認された。

このあとも、日本は、GATTへの正式加盟を目指して加盟国に対する粘り強い交渉を続けた結果、1954年1月には、GATT加盟20カ国が日本に対して最恵国待遇を与える協定に調印した。情勢は、明らかに日本の正式加盟に向けて有利に動き始め、同年7月、日本は、GATTに対して再び正式に加盟交渉開始を申し入れた。この結果、10月のGATT総会において、日本が正式加盟へ向けて各国と関税交渉を行うことが認められ、正式加盟への見通しがたった。

このようにして、日本経済自立のための決定的な施策としての国際経済機関への参加は、おおむね達成できたのであり、後はGATTへの正式加盟を実現するのみとなった。だが、当時の国際経済諸機関では、貿易・為替の自由化へ向けての動きがますます広がっていたのであり、見落とすことができないことであった。すなわち、IMFではIMF14条国（戦後過渡期の例外規定を援用して為替制限を行っている国）に対する年次審査を一段と強化する一方で、IMF8条国（通貨交換性を回復した国）に対しては、IMFのスタンド・バイ・クレジットの供与を最大限に考慮する方針を表明した。また、GATTは、国際収支を理由とする数量制限適用に関する制約を厳しくすること、および加盟国の輸出補助措置を一般的に禁止することな

どの新しい運営方針を改めて打ち出していた。このような世界的な貿易・為替自由化の潮流は、いずれ日本にも波及してくるのは不可避であり、これに耐えうる体制の確立があらためて要請せられるようになった。

(e) 重化学工業化政策の推進

当時の日本政府が展開した重化学工業化政策は、産業政策としての技術向上と設備の近代化・合理化を推し進めることであった。このため、「企業合理化促進法」を1952年３月に公布し、基幹産業である電源開発・海運・鉄鋼・石炭という４大重点産業およびその周辺関連産業に対する投融資を積極化し、これら基幹産業が必要とする近代化・合理化のための機械プラントの輸入については、外貨を低利で融資するなどの優遇措置をとり、産業の近代化・合理化・重化学工業化への支援体制を強力に推し進めた。また、同年４月には、日本輸出銀行法改正により、日本輸出銀行を日本輸出入銀行と改め、プラント輸出の促進のための金融支援をさらに積極化したほか、技術導入のための機械プラントの長期輸入金融を拡充し、さらに、重化学工業の原材料確保のための輸入前払融資、ならびに海外進出のための海外投資金融および海外事業金融を早くも強化するなど、産業の重化学工業化を推し進める体制を整えた。

４．「高度成長前半期」（1955～65年）における日本の経済・貿易変動の歩み

（１）1955年は大きな節目―「高度成長前半期」[8] のスタート―

「戦後復興期」の10年を経過した1955年は、政治・経済・貿易の３点からみて、戦後最大の転換期であった。まず、「政治面」では、同年10月、社会党の統一が実現し、この直後の11月には、自由民主党が結成され保守合同が実現、ここにいわゆる2大政党からなる「55年体制」の枠組みができた。次に、「経済面」では、神武以来の好況といわれたいわゆる「神武景気」が前年の54年11月から始まり、「高度成長前半期」のスタートを飾った。これを機に、56年度『経済白書』の「もはや戦後でない」という名文句が流行語となったが、それが、経済的に意味するところは、以下の２点に要約できる。第１点は、「戦後復興期」を通じて発揮された国民の強烈な回復意欲は明らかにピーク・アウトしたのであり、日本経済はすでに「戦後復興期」とは異質の成長局面へ移っていること、第２点は、今後は、近代化（経済の変容を伴うトランスフォーメーション）と技術革新（組織の変革を伴うイノベーション）による「新しい成長の源泉」を、よりいっそう追求しなければならなくなったこと、以上である。「貿易面」では、当面する最大の懸案事項であった日本のGATT加盟が、55年９月、正式に発効した。だが、GATT加盟については、予想通りイギリスを含む14カ国[9]が、GATT35条を援用し、日本に対してGATT規定を適用することを拒否する異常事態となった。その理由は、安価な日本品の輸出攻勢が予想されるので、国内産業が脅かされるというものであった。その本音は、日本の国際経済社会への復帰を認めたくないという、嫌日的な動きであったといえる。日本の「貿易立国」を阻害する重大な動きであっただけに、「対日35条援用撤回」を一日も早く実現することは、その後の日本の通商外交上の最大の課題となった[10]。

（2）先進国の経済水準に追いつけ、追い越せ—国民所得倍増計画の策定—

「高度成長前半期」の日本は、速やかに先進国の経済水準に追いつき、追い越すことを目指し、ひたすら日本経済の拡充と強化に専念した結果、神武以来の好況といわれた「神武景気」、さらには天の岩戸開き以来といわれた「岩戸景気」、ならびに東京オリンピックで終った「オリンピック景気」という、有史以来の3大好況を次々に経験しながら、「高度成長のうねり」を国民が実感することができた。

1958年6月に始まった「岩戸景気」が盛り上がるなか、経済の先行きに自信を深めた、時の首相・岸信介は、60年1月訪米して「日米相互協力及び安全保障条約」（新安保）に調印した後、同年5月20日、衆議院でこの条約を強行採決したのを切っ掛けに、新安保反対の国会デモが連日のように行われるようになり、6月15日には、全学連主流派（反共産党系）を中心とする学生デモ隊が国会に乱入、警察隊と激突し、東大生樺美智子が死亡する事態となった。19日、新安保阻止を叫ぶ30万人を超えるデモ隊が国会を包囲する騒然とした状態のもとで、新安保条約は自然成立した。23日、新安保条約の批准書交換・発効を見届けたあと、岸内閣は退陣し、7月19日、池田勇人が総理大臣に就任した。池田内閣が打ち出した「内閣の基本方針」は、2点に要約できる。第1に、「政治的基本方針」として、岸内閣が目指した「憲法改正」を棚上げし、「日本をアメリカから独立した、国際社会での新勢力を目指す野心的な路線」を排除し、他方において「親ソ・親中的社会主義路線」[11]をも排除した。第2に、「経済的基本方針」として、政策の重点を「高度成長の持続的達成」と「開放体制への着実な移行」に置いた。以上を一言で表現すれば、池田内閣は「軽武装で、経済成長を優先する親米的自由貿易国家」を目指したといえる。池田総理は、この「内閣の基本方針」に基づき、「国民所得倍増計画」を60年12月に閣議決定し、高度成長を「国家の政策」として推進することとしたほか、岸内閣が退陣する直前の6月24日に貿易為替自由化促進閣僚会議で決定した、「貿易為替自由化計画大綱」を強力に推し進めることにした。

「国民所得倍増計画」は、1961～70年度の10年間に実質国民総生産を倍増させることを目標とするものであったが、国民に対しては、「月給を倍にする」とシンプルでわかりやすくアピールしたのであり、新安保騒動にあきあきしていた国民にとって、きわめて魅力的な政策と受け取られた。国民は、計画の発表をうけて「強兵なき富国」[12]を目指して懸命に働いたのであり、この結果、「国民所得倍増計画」が想定した計画期間中の実質経済成長率7.8パーセント（当初3年間は9パーセント）を超過達成し、実績は年平均10パーセントを突破する高度成長が実現した。ただし、計画に刺激されて民間企業は、急速に設備能力の拡大に走ったため、東京オリンピック閉幕後、経済需給バランスが一時的に大きく崩れ、64年10月から65年10月にかけて「1965年不況」という、当時としては戦後最大の構造不況に直面し、特殊鋼大手の山陽特殊製鋼が会社更生法適用を申請する事態となり、戦後最大の倒産と騒がれた。また、証券大手の山一證券も再建計画発表に追い込まれた。この危機を突破するためには、証券救済しかないという判断を固めた政府・日銀は、65年5月、山一證券に対して無制限・無期限に日銀特別融資を行うという異例の緊急措置を講じた。

さらに同年11月には、不況対策のため戦後初の赤字国債発行を決定したが、このときすでに「1965年不況」は底入れをしており、10月から「高度成長後半期」の象徴である「いざなぎ景気」という超大型好況が始まっていたのは、皮肉な展開であった。

このような摩擦現象はあったが、「高度成長前半期」の最終年である1965年の日本の「名目GDP」は32兆9000億円（1ドル＝360円換算で910億ドルに相当）に達し、アメリカ、西独、イギリス、フランスに次ぐ自由世界第5位の経済を構築、さらに67年には、イギリス、フランスを抜き、68年には西独をも追い越してアメリカに次ぐ世界第2位の経済大国となり、「先進国の経済水準に追いつけ、追い越せ」という、日本の目標達成のめどがたった。「高度成長前半期」の成長をリードしたのは、「民間最終消費支出」（8.6パーセント、「高度成長前半期」の年平均実質伸び率、以下同じ）、「民間住宅投資」（16.1パーセント）、「民間設備投資」（17.6パーセント）、「輸出（財貨・サービスの輸出）」（13.3パーセント）の4大需要であった。ことに「民間設備投資」が「高度成長前半期」を通じ高い伸び率に達したので、「民間設備投資比率（名目GDPに占める民間設備投資の割合）」は55年には9.4パーセントにすぎなかったが、1965年には15.7パーセントへ上昇したのであり、当時の「高度成長のうねり」が「民間設備投資主導型の爆発的な成長」であったことがわかる。このように、高い民間設備投資の成長が実現したのは、先進国に追いつき、追い越すために、最新技術の導入がコンスタントに行われ、それが起爆剤となって設備の近代化・合理化投資が増大し、それによって次々に成長産業[13]が立ち上がり、新製品が市場に絶え間なく供給され、量産体制が確立して生産コストが大幅に低下し、国際競争力が急速に強化されて輸出が急増し、このようにして増加した内外の需要を賄うために、さらに生産能力拡大投資を行うという、民間設備投資の拡大均衡の好循環が進行したからにほかならない。それは、「投資が投資を呼ぶ」（1971年度『経済白書』）という高度成長の特徴をよく示していた。

（3）貿易為替自由化および資本取引自由化の加速化

1960年6月、貿易為替自由化促進閣僚会議が「貿易為替自由化計画大綱」を決定した当時、欧米諸国では「自由化は、世界の経済交流を活発化させ、世界経済の発展と成長を図るため、必要不可欠である」という認識がすでに定着していたのであり、対日自由化圧力も着実に高まっていた[14]。

これを受けて、日本でも「国際社会の一員として、世界の自由化の大勢に順応してゆくことが望ましい」という考え方が次第に盛り上がりつつあった。幸い、当時の日本経済は早くも国際収支の黒字基調を確保しつつあったのであり、自由化を恐れることなく推し進めうる国際収支の強固な基盤が完成しつつあったことに注目を要する。現に、日本の国際貿易収支（ドルベース・旧フォーム）は、1958年以降、黒字基調に転換していたのであり、61年と63年に一時的に赤字に転落したが、その後は、一貫して貿易黒字を続けていることから、日本は、およそ64年を節目として「国際収支の天井」から解放されるめどがたっていたと見ることができる。このような国際収支の黒字に支援されて貿易為替自由化計画当初に設定された輸入自由化

率（通関輸入総額に占める自由化された輸入商品額の割合）の目標は、60年４月の40パーセントを、３年後に一挙に80パーセントにまで引き上げて自由化することとし、さらに、石炭・石油を自由化したときは、ほぼ90パーセントの自由化を達成するという、かなり意欲的なものであったが、蓋を開けてみると、62年10月には、原油の自由化を含めて自由化率は88パーセントとなり、63年８月には、砂糖の自由化によって92パーセントへ、さらに64年10月には93パーセントに達し、65年10月には、完成乗用車の輸入自由化を実施するなど、貿易自由化の所期する目標を順調に達成することができた。

日本の1965年までの貿易自由化を「第1次貿易自由化」とするならば、「第２次貿易自由化」の課題は、農産物を含む「残存輸入制限の撤廃」であり「関税の引き下げ」であった。「残存輸入制限品目数」は、69年４月で120品目もあったが、70年代前半には、当時の西独並みの40品目以下へ削減することができた。関税率についても、70年代前半には、先進国のなかで最も低いといわれるまでに引き下げられた。資本取引自由化については、67年６月、閣議で「資本取引自由化基本方針」を決定し、数次にわたって段階的に自由化を推し進めた。73年４月には、大蔵省は銀行・証券・保険の100パーセント自由化方針を決定した。さらに、同月の閣議で、資本取引自由化問題で例外5業種・期限付自由化業種17業種を除き、残りのすべての業種について原則100パーセント自由化することを決定し、同年５月から実施したので日本の資本自由化も漸く概了した。資本取引自由化は、貿易為替自由化より遅れて着手したが，外資を積極的に受け容れることによって、日本経済の国際化を図り、産業の国際競争力を強化するために、避けて通れないプロセスであった。

（４）国際社会の重要な一員としての日本の地位の確立

1952年４月、対日講和条約が発効しGHQが廃止されたあと、独立主権を回復した日本は、一日も早く、国際社会の重要な一員としての地位を確立すべく、まずGATT加盟に全力を挙げて取り組んだことは、すでに述べた。そのGATT加盟と平行して、日本は国連加盟を果たすべく、国連に働きかけを行った結果、56年12月、国連総会において日本の加盟が全会一致で承認され、日本は、国際社会の一員として活動できる次ぎの手がかりをつかむことができた。57年、日本は早くも国連安全保障理事会の非常任理事国を目指して行動を開始し、同年10月の国連総会で、日本は安全保障理事会の非常任理事国に立候補して当選し、国連における日本の活動舞台を一段と広げることができた。

次いで、日本は、GATT総会を東京に誘致することによって、GATTにおける日本の地位を固めることを決断し必要な布石を打った結果、1959年10月、ガット第15回総会を東京で開催することに成功した。日本の次ぎの最大の関門は、GATT11条国ならびにIMF８条国へ移行することであった。それは、日本が先進国の仲間入りを果たすのに必要不可欠の条件であった。日本は、55年９月のGATT加盟の時点では、国際収支が悪化すれば、輸入制限が可能な12条国であったが、その後の日本の経済力の向上によって1960年代に入ってから、GATTは、日本に対して国際収支を理由とする輸入制限を禁止する11条国への移行をたびたび要求するように

なった。日本政府はこの機を逃がさず、63年２月のGATT理事会に対して、11条国へ移行するという日本政府の決定を正式に通告し、日本はこれをもって11条国の地位を確立することができた。

また、日本はGATT加盟に先立って、1952年８月、IMFとIBRD（いわゆる世界銀行）への正式加盟を果たしたが、この時点では、国際収支を理由とする為替制限を行うことが可能な14条国にとどまっていた。だが、63年２月、IMF理事会は、日本に対して国際収支を理由とする為替制限を正当化することはもはや困難であるとして、速やかに国際収支を理由とする為替制限を禁止する８条国への移行を決断すべきであると勧告、日本の大蔵大臣はこの勧告をただちに受諾する談話を発表し、64年４月、IMF８条国へ正式に移行した。

結果的に見ると、日本は、GATT11条国およびIMF８条国へ移行することによって、国際収支の理由で貿易為替制限を行わない国になったことを世界に向けて宣言し、日本の開放体制の進展を国際社会に幅広く印象付けることができたといえる。これを受けて、日本が先進国の仲間入りを果たす最後の目標として設定したのは、OECD（経済協力開発機構）に加盟することであった。1960年12月、OECDの前身であるOEEC（欧州経済協力機構）加盟18カ国およびアメリカ、カナダがOECD憲章に調印し、61年９月、OECDが事実上の先進国クラブとして発足していた。日本としては、このOECDに加盟することは、国際社会の重要な一員としての地位を確保するために不可欠と考えていたので、OECD発足以来、OECD加盟国に働きかけて日本の早期加盟を強く要請してきたが、その効果があって、63年７月、OECD理事会は、日本の加盟を承認、64年４月、日本の加盟が正式に発効した。65年12月には、早くもOECD執行委員会は、日本をOECD常任理事国に選任した。これをもって、日本は、国際社会における重要な一員として、経済力に見合った地位を名実ともに確立することができたのであり、国際社会における日本の発言力はさらに高まることになった。

５．学会創設を促した３つの背景と学会活動の今後の課題

（１）「国民所得倍増計画の策定」、「貿易為替自由化計画大綱の決定」および「国際社会の重要な一員としての日本の地位の確立」が、学会創設を促した３つの背景であったことは間違いない。それは多くの貿易研究者にとって、「日本の進路」が明確になったことを意味したからであり、日本の「高度成長の持続性」が確実視され、日本産業の重化学工業化による「貿易構造変動の方向性」と、貿易為替自由化および資本取引の自由化の進展による「開放体制移行」によって、「日本の貿易の重層的変化」が予想されるようになったからである。かつ、「日本が国際社会の重要な一員として活躍できる舞台」が用意され、学会創設後の内外の学会との交流の明るい展望も拓かれたからである。学会創設を促したこれらの背景は、貿易研究者の研究テーマの多様化と差別化をもたらし、研究意欲をかきたてるのに十分であったのであり、それが学会創設の原動力となったことは、疑う余地はない。

（２）学会の差別化とアイデンティティの確立は、学会の存立にとって不可欠で

ある。学会は「貿易およびこれに関連する事項の研究」を主たる目的にしている。この学会の目的については、今後も不変であると見てよい。そこに学会の差別化と確立すべきアイデンティティが存在する。研究成果については、引き続き学会は、より高度の貿易およびこれに関連する事項の研究業績を体系的に集積した「高度貿易研究業績集約型の学会」を目指してゆかねばならない。

（3）学会の研究課題は、グローバルな視点で、貿易・投資・開発の3面にわたる事項の研究を主軸としながら、政治・経済・ビジネス文化・企業社会・環境問題・地域研究などの研究領域を幅広くクロスオーバーするだけに、対象とする研究事案は、事実上、無限大に広がっている。それだけに、特定領域にこだわるディシプリナリーなスタディによるアプローチだけでは、不十分である。より複眼的で、複合的、多角的、かつ総合的な、いわばマルチ・ディシプリナリーなスタディによる、グローバルなアプローチを推し進めることが必要となる。仮に、このようなマルチ・ディシプリナリーなアプローチを「国際総合的アプローチ」と呼ぶこととすれば、このようなアプローチこそ、学会が今後、長期的に目指すべきアプローチであり、それによって再構築された「知の体系」こそが、国際社会における現場での行動のための、いわば学会がモットーとする「理論と実践の融合化」を実現する「知の体系」となりうる。

（4）学会は、今後、The Japan Academy for International Trade And Business から、The Japan Academy of Multi-Disciplinary Studies for Global Trade And Business の実態を逐次的に構築してゆくことになる。それは、21世紀におけるうねりのように広がってくる複合学際化・総合化・融合化の動きに沿った学会の今後の活動の方向性を示すものである。

注（1）学会設立総会承認の「会則第2条」による。

（2）ドッジ公使は、復興金融金庫の活動がインフレを助長していると判断したのであり、同金庫は、1952年1月に解散した。

（3）GHQは、1952年4月、外貨管理権を日本政府に完全返還した。

（4）特需発生額は、1950年6月から51年11月の1年5カ月間で累計5億663万ドルに達した（GHQ調べ）。その後も、日本の対ドル地域外貨収入に占める特需収入の比率は、52年に62パーセントに達し、53年は57パーセントで、当時の日本の国際収支に対するドル補填効果はきわめて大きかった。

（5）両条約は、ともに、1952年4月28日に発効した。

（6）財団法人海外貿易振興会は、1958年7月、政府全額出資の特殊法人日本貿易振興会（JETRO）へ衣替えし、輸入促進・投資交流・途上国の工業化支援にも注力することになった。

（7）「日米通商航海条約前文」を参照。

（8）「高度成長期」（1955～70年）は、「1965年不況」を境として、「高度成長前半期」と「高度成長後半期」に区分しうる。

（9）対日35条援用の14カ国は、イギリス、フランス、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ、

オーストリア、オーストラリア、ニュージーランド、キューバ、ハイチ、ブラジル、インド、南アフリカ連邦、ローデシア・ニヤサランドであった。

(10) 1961年11月、GATT総会は「対日35条援用は、世界貿易の拡大にとって好ましくない」とする作業部会報告を採択したのでこの問題はヤマを越えた。63年５月、イギリスは、GATT35条の対日援用を撤回した。

(11) 五百旗頭真編『戦後日本外交史』有斐閣、2002年、108頁参照。

(12) 半藤一利『昭和史戦後編』平凡社、2006年、539頁。

(13) 当時の成長産業としては合成繊維、プラスチック、合成ゴムなどの産業があり、これらを支える石油化学産業が各地でコンビナートを続々と構築した。電機産業では、大衆消費者から家電製品の爆発的な売れ行きを引きだした。造船業を見ると、1955年の船舶竣工実績は、74万総トンにすぎなかったが、56年175万総トン、57年229万総トンと激増し、世界第１位の造船大国となった。その後、74年には、1678万総トンに達した。自動車産業は、55年に乗用車生産台数が僅か２万台にすぎなかったが、65年70万台、70年320万台と増加し、80年には700万台を突破した。

(14) 当時、EEC（欧州経済共同体）は、域内貿易自由化とともに、早くも域外貿易自由化に着手していた。1958年12月には、西欧各国通貨は、対外自由交換性を回復し、貿易為替取引および資本取引の自由化にむけて大きく動いていた。59年11月、ガット総会では、アメリカが、日本に対して、貿易自由化の早期実施を要求し、日本がこれを無視すれば、対日輸入制限も辞さずと警告を発していた。欧米諸国の対日自由化圧力はかつてない規模で高まっていたのである。